

登山道の管理と責任

溝 手 康 史（みぞて法律事務所）

1. はじめに

登山には、ハイキング、縦走、冬山登山、クライミング、沢登りなどの種類があるが、明治以降、日本の登山界を牽引してきたのは、欧米から入ってきたアルピニズム的な登山だった。そこでは岩、沢、雪山などが登山の対象であり、登山道に対する関心が低かった。

しかし、現在では、登山が大衆化し、多くの登山者が登山道を利用して山歩きをする。これはアルピニズム的な登山ではなく、レジャー（娯楽）としての登山であり、そこでは、登山道が登山のおもな舞台である。登山指導者は、アルピニズム的な登山の愛好者が多いが、一般の登山者を指導する場面では登山道のあり方が指導内容に影響する。また、近年、登山を観光の対象として重視する自治体が増えており、登山道の整備、管理のあり方が重要な問題になっている。

登山道の整備の仕方次第で登山の内容と難易度が変わる。登山道に多くの鎖を設置すれば、「鎖を登る登山」になり、多くのはしごを設置すれば、「はしごを登る登山」になる。鎖もはしごもなければ、困難な登山道やクライミングルートになる可能性が生じる。

警察庁の統計では、令和6年中の山岳遭難者数は、転倒、転落、滑落、道迷いが約7割を占めるが、そのほとんどが登山道周辺で起きていると考えられる。そのため、利用者の多い登山道で転落、滑落、転倒、道迷いなどが起きると、登山道に鎖、はしご、ロープ、標識、テープ、柵、階段などが設置されること

が多い。それが繰り返されると、登山道が初心者向きになりやすい。他方で、利用者の少ない登山道は、放置されることがある。

登山道の整備の内容は重要な事柄だが、日本の登山道の多くが管理者不在である。この点は、登山が観光と違って大きな経済効果を期待できないこと、登山道の管理責任に対する不安、登山道の整備に費用がかかることが関係している。登山道の整備、管理を行うのは、登山道の管理者であり、管理者がいなければ、登山道の適切な整備、管理ができない。

2. 登山道の管理者

(1) 登山道の管理権

登山道の設置、維持、管理を行う権限が登山道の管理権である。土地所有権は土地を全面的に支配する権利であり、日本の山は、国、自治体、企業、神社、森林組合、個人などが所有している。山の土地所有者に、山をどのように管理するかを決定する権限があり、登山道の設置、管理、変更、廃止を決定する権限がある。山の土地所有者は、登山道の敷地部分を他人に貸し出し、あるいは、その管理を他人に委任することができる。その場合には、借受人や受任者が登山道の管理者になる。

登山道の管理者は、登山道の設置、維持、メンテナンス、規制などを行うことができ、登山道に、鎖、ロープ、はしご、標識、柵などを設置するかどうかを決定できる。土地所有権や登山道の管理権を無視して、登山道の通行料、通行制限、通行禁止などの措置をとることはできない。

2. 登山界の現状と課題

しかし、日本では、管理者不在の登山道が多い。国立公園の公園計画に記載された歩道のうち、約5割が管理者不在である（令和4年度事業執行者不在登山道等における管理等現状把握業務報告書、環境省）。これは、国立公園の公園計画に記載された歩道に関する数字であって、国立公園の公園計画に記載されていない登山道や自然公園以外の山域の山の登山道は含まれていない。また、この数字は、公園計画記載の観光用の遊歩道を含んでいる（一般に、遊歩道は管理者が明確である）。これらの点を考えれば、全国の登山道のうち、管理者が定まっている登山道の割合はかなり低いと考えられる。

管理者不在の登山道が多い理由として、登山道の管理に費用がかかることと、登山道の管理者になれば事故が起きた場合に管理責任が生じる不安がある。

(2) ボランティアによる整備

管理者不在の登山道では、山小屋、地元の有志、山岳団体などがボランティアで整備することが多い。ボランティアで整備する場合には、整備する人の嗜好、資金、時間、従事者の数などが整備内容に反映しやすい。山小屋のない山域や人気のない登山道は、整備されず、放置される傾向がある。はしご、鎖、立派なロープ、使い古したクライミングロープ、安価な工事用ロープのいずれを設置するかは、資金の額と整備する人の好みに左右される。

かつて、登山界では、「登山道にはしごや鎖があっても信用するな」と言われていた。かつては、登山をする人は限られていたので、老朽化したはしごや鎖で問題が生じることはほとんどなかった。しかし、現在は、登山がレジャーとして大衆化し、登山をする人の階層が広がっており、真新しい鎖やはしごについて、「信用するな」と言うのは無理である。登山道に設置された工作物をメンテナンスするか、それができない工作物は撤去する必要がある。それをボ

ランティアで行う場合には、ボランティア活動を統括する登山道の管理者が必要である。

(3) 自然公園法の規制と登山道の管理

日本の有名な山岳の多くが自然公園内にあるので、自然公園法上の管理と登山道の管理の関係が問題になる。

自然公園法では、自然公園内に歩道を設置するには、公園計画で公園事業として定めなければならない（自然公園法2条5号）。公園計画は環境大臣や都道府県知事が決定する（同法9条22項、5項）。また、自然公園の特別保護地区、特別地域に工作物を新築するには、環境大臣や都道府県知事の許可が必要であり（同法20条3項1号、21条3項1号）、橋、鎖、はしご、柵、標識などを設置するにはこれらの許可が必要である。ただし、自然公園に指定される前から存在する登山道、山小屋、工作物はこれらの規制の対象とならない。古い橋、鎖、はしご、柵などは自然公園法上の許可を得ることなく設置されたものが少なくない。

しかし、自然公園法上の権限は登山道、橋、鎖、はしご、柵などの管理権を意味しない。自然公園の公園事業として公園計画で登山道を定めたとしても、それはあくまで計画であって国や自治体が登山道を管理することを意味しない。

日本の自然公園は地域制を採用しており、自然公園に公有地と私有地が含まれている。地域制公園は、土地所有権に関係なく地域を指定する公園をいう。これに対し、営造物公園は、土地所有権や使用权を前提にした公園をいい、アメリカの自然公園は営造物公園である。

国立公園の敷地のうち約4割は国有地ではない。自然公園であっても公有地でなければ、国や自治体などに土地の管理権がない。橋、鎖、はしご、柵などの設置を環境大臣や都道府県知事が許可した場合

でも、これらの工作物の管理権は工作物の所有者や設置者にあり、国や自治体にこれらの管理権が生じるわけではない。

(4) 登山道の規制

日本では、通行禁止、入山規制などの事故防止のための登山の規制が多いが、登山道の管理者ではない者が規制をしても、法的な拘束力がない。行政が行う規制の中に、行政指導としての規制が少なくないが、行政指導は行政が市民に対し行う指導、助言、アドバイスであり、法的な拘束力がない。ボランティアが行う規制も法的な効力がない。登山道の管理者が利用規則を定め、あるいは、条例で規制をすれば、法的拘束力がある。

3. 登山道の管理責任

登山道の管理者不在の原因のひとつに、登山道で事故が起きた場合の管理責任に対する不安がある。ここでいう管理責任は、営造物責任と工作物責任がおもなものである。

営造物責任は、「公の営造物」（おおやけのえいぞうぶつ）の設置、管理の瑕疵がある場合に管理者が損害賠償責任を負うというものである（国家賠償法2条）。「公の営造物」は、国や自治体が所有または管理する設備をいう。

工作物責任は、土地の工作物に設置、管理の瑕疵がある場合に、工作物の占有者や所有者が損害賠償責任を負うというものである（民法717条）。ここでいう「土地の工作物」は、土地に接着して築造された設備をいう。「土地の工作物」は、堤防、人為的に作られた穴、水溜まり、傾斜、盛り土なども含み（「不法行為」、幾代通、筑摩書房、158頁）、山を掘削して作った登山道は「土地の工作物」である。民法717条の「土地の工作物」の範囲は、日常用語の工作物よりも広い。

営造物責任の設置・管理の瑕疵と工作物責任の設置・保存の瑕疵は同じ意味であり、「通常有すべき安全性」を欠くことをいう。「通常有すべき安全性」は、その社会において相当とされる安全性を意味し、その内容は、多くの裁判例を見ることで明らかになる。「通常有すべき安全性」の内容は、社会や時代によって変わる。50年前と現在では、国民が期待する安全性のレベルが変わっており、「通常有すべき安全性」の内容は以前よりもそのレベルが高くなっている。法的責任は、社会を規律する社会的なシステムの一部であり、「通常有すべき安全性」の内容もそれに規律される。「通常有すべき安全性」の内容は、その社会で要求される安全性の水準に適ったものであることが求められる。

営造物責任は工作物責任の特則であり、公の営造物に当たらない場合には、工作物責任の適用が問題になる。竹木の栽植または支持に瑕疵がある場合にも、工作物責任の規定が適用される（民法717条2項）。木や竹が倒れて他人に損害を与えた場合などがその例である。

本稿では、営造物責任と工作物責任を合わせて管理責任と呼ぶ。一般論としては、国や自治体が管理している登山道、橋、はしご、鎖、柵、標識などは、「公の営造物」に該当する。また、これらは「土地の工作物」である。

しかし、これらを国や自治体が管理していなければ、「公の営造物」ではない。登山道、橋、はしご、鎖、柵、標識などは、それらの設置者、所有者が管理者であり、登山道の管理者が当然にこれらの管理者になるわけではない。所有者、管理者が不明の場合には、管理責任を問うことができない。

これまで、裁判で管理責任が問題になったのは、吊り橋、柵などであり、登山道の地形自体の管理責任が問題になったケースはない。自然の地形がもた

2. 登山界の現状と課題

らす危険性は、登山者が承認して利用すべきものであり、登山道の形状等に起因する転倒、転落、滑落、落石、落雷、崖崩れ、渡渉失敗などによる事故が起きている、登山道の管理者に責任は生じない。

4. 登山道等の管理責任に関する裁判例

(1) 西沢渓谷転落事故

1970年5月に西沢渓谷の歩道に設置された柵が折損して歩行者が転落し、死亡する事故が起きた。この歩道は、登山道を観光用に整備して一部を遊歩道にしたものであり、遊歩道としては危険箇所が多い。事故当時、この歩道を1年間に約15万人の観光客が訪れていた。歩行者が西沢渓谷の歩道から滝を見ようとして柵によりかかったところ、柵が折損して転落した。

裁判所は、「事故現場は柵がなくても通行可能であるが、柵が設置されていれば、それに歩行者がもたれかかることが予想できるので、柵に一定の強度が必要だった」と述べ、歩道の管理者である県の損害賠償責任を認めた（東京地裁昭和53年9月18日判決）。

(2) 大杉谷吊り橋崩落事故

1979年9月に大杉谷の登山道の吊り橋のワイヤーが切れて橋が崩落し、橋を渡っていた登山者1名が死亡し、1名が重症を負う事故が起きた。事故が起きた吊り橋（常倉吊り橋）は1962年に県が設置して管理していたが、経年劣化による橋の強度が低下しており、「一人ずつゆすらないで静かに渡ってください」と記載した看板が設置されていた。しかし、事故当時、10名の登山者が橋を渡り、事故が起きた。大杉谷の歩道は、パンフレットなどで観光名所として紹介されているが、崖、鎖が多く、経験者向きの登山道である。

この事故について、裁判所は、この吊り橋が、「通

常有すべき安全性」を欠くとして、橋の管理者である県の損害賠償責任を認めた（神戸地方裁判所昭和58年12月20日判決）。

(3) 奥入瀬溪流落木事故

2003年8月に、奥入瀬溪流の歩道付近の休憩場所にブナの枯枝が落下し、観光客が重い後遺症を負う事故が起きた。奥入瀬溪流の歩道は、事故当時、年間約50万人の観光客が利用し、落木事故のあった場所は、ベンチなどが設置されていた。この歩道は観光用の遊歩道である。

裁判所は、事故現場は県が管理する歩道と一体の施設であり、「通常有すべき安全性」を欠くとして県の管理責任（損害賠償責任）を認めた。また、国は落木のあったブナの木管理者だったとして、国の管理責任も認めた（東京高裁平成19年1月17日判決）。

(4) 尾瀬落木事故

2006年10月に、尾瀬ヶ原の下田代十字路から尾瀬沼方面に向かう木道で、歩道付近のブナの木が枝が落下して登山者が死亡する事故が起きた。事故のあった場所は国有地であるが、木道は県が管理しており、国と県に対し、損害賠償請求の裁判が起こされた。

登山者に落下したブナの枝は、歩道から約6メートル離れた場所にあるブナの木で枝であり、事故当時、風雨が強く、最大瞬間風速が毎秒10～18メートルであり、それが落木の原因だと考えられる。裁判所は、このような悪天候時には、事故の回避は歩道の利用者が行うべきであり、木道が「通常有すべき安全性」を欠くとは言えないとして管理責任を認めず、損害賠償責任を否定した（福島地裁会津若松支部平成21年3月23日判決）。

事故当時の尾瀬の歩道の利用者数は年間約34万人、事故現場の歩道の利用者数は年間数万人と推測され

る。事故の起きた木道は登山道に分類される。

(5) 尾白川溪谷歩道転落事故

2015年10月、旅行会社がバスツアー（参加者90名）を実施し、山梨県の尾白川溪谷の歩道を68名のツアー客が歩いた。69歳の女性のツアー客が歩道から転落して死亡し、旅行会社に対し、安全配慮義務違反を理由に損害賠償請求の裁判が起こされた。裁判所は、この歩道は一定の危険性のある登山道であり、旅行会社はその旨の説明を行っていたこと、このような危険性はトレッキングに内在することを理由に、損害賠償請求を棄却した（東京地裁令和元年7月31日判決）。

この裁判は歩道の管理責任を問題としたものではないが、危険性のある登山道で集団ハイキングを行ったことが事故に関係している。この歩道では、過去にも時々事故が起きており、山梨県北杜市作成の登山マップ（本稿に添付）では、登山道を5段階に分類した中で3番目のグレードの歩道として表示している。旅行会社主催の集団ハイキングは、消費者に、「安全、安心」のイメージをもたらしやすい。登山者の意識と登山道の形態の間にギャップが大きければ、事故が起きやすく、法的紛争になりやすい。

(6) 愛別岳滑落事故

2019年10月に、北海道の愛別岳（2,197m）の登山道で登山者が滑落して死亡する事故が起きた。事故が起きた場所は最大傾斜が約35度あり、凍結すれば滑落しやすい場所であり、そこは管理者不在の登山道だった。この登山道に入る分岐点には、愛別岳を示す設置者不明の標識が設置されていた。国立公園内の歩道を事故が起きないように管理し、登山道の分岐点にある標識を撤去、ないし、危険表示をすべきだったとして、国と北海道に対し、損害賠償請求の裁判が起こされた。

裁判所は、事故が起きた登山道は管理者不在であ

ること、標識が設置されていた分岐点は管理者がいるが、登山者は自分でルートやリスクを判断すべきであるとして、分岐点の標識のある登山道は「通常有すべき安全性」に欠けるものではないと判断した（札幌高裁令和6年2月27日判決）。

5. 歩道の形態別管理

(1) 登山道と遊歩道の区別

裁判例では、観光客が利用する遊歩道と登山道で裁判所の考え方が異なる。遊歩道での事故では、歩道の管理責任を認めた裁判例が多い。したがって、登山道と遊歩道を区別して管理することが必要である。この区別をしなければ、歩道の整備に限界がないので、登山道が遊歩道に近づき、完全に遊歩道化すれば、事故の管理責任が認められやすい。また、遊歩道との区別がなければ、事故を防止するために、登山道に際限なく工作物を設置する傾向が生じやすい。

しかし、日本では登山道と遊歩道の区別があいまいであることが多い。その原因として、観光政策として登山道の利用者を増やすことが重視され、ここでは、観光と登山の区別がない点があげられる。しかし、観光は安全であることが要請されるが、登山は自然の危険性を前提に行う活動である。遊歩道は安全であることが必要であるが、登山道には一定の危険性がある。この違いを意識して、歩道を設置、管理する必要がある。

(2) 登山道の形態の区別

さらに、登山道の形態を分類し、形態別に整備、管理する必要がある。それをしなければ、登山道を整備する指針に欠け、登山道に大量の工作物を設置する傾向が生じる。また、登山道の形態を区別することは、登山者がルートを選択する際の指標になり、事故防止に役立つ。

2. 登山界の現状と課題

歩道の形態

歩道の種類	整備の程度		危険性の程度	具体例
遊歩道	観光用の歩道		安全である	立山室堂、上高地、八ヶ岳の坪庭 阿蘇山の中岳付近の歩道
登山道	整備された道	初心者向き	危険性が低い	尾瀬、富士山、上高地～涸沢、北八ヶ岳、旭岳など
		経験者向き	計算可能な危険性	穂高岳、南八ヶ岳、妙高山、戸隠、剣岳別山尾根 大杉谷など
	熟練者向きの道		予測しにくい危険性	西穂高岳～奥穂高岳間、穂高岳大キレット 槍ヶ岳北鎌尾根、剣岳長次郎雪渓、妙義山縦走路など

(注) あくまで登山道の危険性の程度について述べている

登山道は、初心者向き、経験者向き、熟練者向きに分けることができる（さらに細かく分類することも可能である）。大雑把に言えば、登山道の危険個所に階段やはしごを設置すれば初心者向きの登山道になり、危険個所にはしごではなく鎖やロープを設置すれば、経験者向きの登山道になる。はしごも鎖も設置しなければ、アルピニズム的な熟練者向きの登山道やクライミングルートになりやすい。

登山道に橋、はしご、鎖、ロープなどを設置するには費用がかかり、そのメンテナンスの費用、労力、責任負担が生じる。登山道を、初心者向き、経験者向き、熟練者向きに分けて管理すれば、設置とメンテナンスの費用と負担を抑えることができる。スイスやニュージーランドなどでは、登山道を形態別に管理している。後記の山梨県北杜市作成の登山マップでは、登山道を5段階に分類して表示している。

登山道の管理者がいなければ、登山道の形態を区別して管理することができない。現在は、管理者不在の登山道をボランティアで整備するので、登山道に、ロープ、鎖、はしご、柵、標識を設置するかどうかは、ボランティアで整備する人の好みが反映しやすい。明治以降、登山者の多い登山道では、なし崩し的に登山道の人工物が増えてきた。槍ヶ岳では、明治の初期にウェストンが登った頃、明確な登山道はなく、アルピニズム的な熟練者向きの登山

ルートだった。その後、鎖が設置されて、経験者向きのコースになった。それでも鎖に不慣れな者が事故を起こすので、大量のはしごが設置され、現在は、山頂付近は、はしごを登降するコースになっている。これは初心者向きの整備である。戸隠山には長い鎖が多いが、これをすべてはしごに替えれば、はしごを登降する初心者向きのコースになる。登山道の形態別管理をせず、整備をなに行きまかせれば、利用者の多い登山道は初心者向きの登山道になり、利用者の少ない登山道は、放置される結果、熟練者向きのルートになりやすい。

日本の登山道の特徴として、険しい地形や岩稜を誰でも登れるように鎖やはしごなどを設置して整備する点があげられる。その結果、誰でも山頂に達することができるが、岩稜や鎖場が苦手な人が事故を起こしやすい。

歩道の形態と整備の関係をまとめたものが上記の表である（表の具体例は、仮の分類である）。

(3) 登山道に設置された人工物の管理責任

これまで、登山道の地形的形状の管理責任が問題になったケースはない。登山道で起きた事故について管理責任が問題になるのは、登山道に人工物が設置されている場合である。

登山道に橋、階段、柵、落石防止ネット、鎖、はしご、ロープ、標識があることは、登山道の「通常

有すべき安全性」に含まれない。これらが欠けても、通常、登山道の管理責任は生じない。アメリカやカナダなどのバックカントリーにあるトレイルでは、橋や標識のないトレイルが珍しくない。橋のない登山道は、川を渡渉することが登山道の「通常有すべき安全性」の内容になる。登山道に標識がなければ、地図とコンパスを使ってルートファインディングをする形態の登山道になる。

しかし、登山道に橋、柵、落石防止ネット、鎖、はしご、ロープ、標識などの工作物を設置すれば、それらの管理責任が問題になる。従来、日本では、登山道の管理者があいまいな結果として、ボランティアで登山道に多くの工作物が設置されてきた。それらのメンテナンスがなされる場合もあれば、されない場合もある。低山では、多くの老朽化したロープが放置されている。

登山道に設置された堅固な橋は安全性が要求され、橋の欠陥により事故が起きれば管理責任が生じやすい。管理責任が生じるのは、登山道の管理者ではなく、橋の管理者である。

標識については、登山者は、地図、コンパスなどでルートファインディングすべきなので、標識に欠陥があっても、事故との法的な因果関係が認められる場合はほとんどないだろう。

柵は、本来、登山道に必要なものではないが、登山道に展望台を作り、その周囲の転落防止用の柵が折損して事故が起きれば、管理責任が生じる可能性がある。

真新しいはしごや鎖が崩壊して事故が起きた場合には、管理責任が生じる可能性がある。これは、登山道の管理者ではなく、工作物の設置者、管理者が責任を負う。登山道の管理者ではない者がボランティアで鎖やはしごを設置する場合でも、事務管理に基づいて、「すぐに崩壊するような鎖やはしごを設置し

てはならない」などの注意義務を負う（民法701条）。

老朽化した鎖、はしご、ロープについては、登山者は老朽化した鎖、はしご、ロープの危険性を承認すべき面があるので、管理責任が生じないことが多いだろう（設置者、管理者不明の場合が多い）。登山道の管理者は、当然には、古い既存の鎖、はしご、ロープの管理者にならない。登山道の管理者が既存の古い工作物の管理を開始すれば、以後、管理責任を負う。登山道の管理者が鎖、はしご、ロープを設置すれば、それらの管理責任を負う。

登山道に設置する鎖、はしご、ロープなどは、それ自体が自然環境を損なうので、登山道の形態に応じて、必要最小限にとどめるべきである。登山道の工作物の量が増えれば、メンテナンスの負担が増える。

登山道の工作物のメンテナンスは、登山道の管理者が山岳団体などに委託することが現実的だろう。

6. 今後の展望

登山道の管理者を定めることは、山の土地所有者、自治体、国、山岳団体などが協議をすれば、可能である。登山道と遊歩道の区別、登山道の形態別管理もそれほど難しいことではない。欧米の山岳先進国では、これを行っている。

問題は、これまで登山に関する政策を国や自治体の重要な施策として位置づけてこなかった点にある。従来、日本では、登山は観光の一部として地域振興政策に含まれ、登山独自の政策がなかった。行政の関心は、もっぱらいかにして登山者を増やすかという点に向けられてきた。山頂に立派な展望台を設置するのは、観光の考え方である。

また、従来、登山道の整備に関して、環境保護の観点は必ずしも重視されなかった。日本では、もっぱら事故防止の観点から、登山道に、鎖、はしご、

2. 登山界の現状と課題

ロープ、階段、柵、落石防止ネットなどが設置されてきた。しかし、これらの工作物は、それ自体が自然環境を損なう。登山道の整備では、自然環境への配慮と、メンテナンスの負担を考慮して工作物の設置を最小限にとどめる必要がある。

登山や登山道の管理では、地域振興や事故防止とは別に、環境保護や国民の幸福追求の実現という観点が必要である。登山道は、国民の幸福追求の活動としての登山に不可欠な設備である。スポーツ基本

法24条は、国や地方公共団体に、ハイキングその他の野外活動に関して必要な施策に努めることを規定しており、国や地方公共団体は登山道の適切な管理をする責務がある。

近年、登山道法制定の動きがあるが、地域振興だけでなく、国民の幸福追求の実現の手段としての登山道の維持、管理という観点が必要である。

参考文献

- クライマーズ・ブック刊行会（2016）ウェストンが残したクライマーズ・ブック、信濃毎日新聞
ウォルター・ウェストン（1995）日本アルプス登攀記、平凡社
篠塚明次（1974）土地所有権と現代、日本放送出版協会
渡辺尚志外（2002）土地所有史、山川出版社
環境省（2022）令和4年度事業執行者不在登山道等における管理等現状把握業務報告書
登山道法研究会（2022）これでいいのか登山道、山と溪谷社
登山道法研究会（2023）めざそう、みんなの「山の道」
クルト・ラウバー（2015）マッターホルン最前線、東京新聞
金原富士子（2009）ヨーロッパアルプス 登山・ハイキング、本の泉社
畠山武道（2006）自然保護法講義（第2版）、北海道大学出版会
加藤峰夫（2008）国立公園の法と制度、古今書院
寶金敏明（2009）里道・水路・海浜（4訂版）、ぎょうせい
幾代通（1977）不法行為、筑摩書房
加藤則芳（2000）日本の国立公園、平凡社新書
中島慶二 外（2023）アウトドア六法、山と溪谷社
溝手康史（2018）登山者のための法律入門、山と溪谷社
溝手康史（2022）ボランティア活動の責任、共栄書房
溝手康史（2024）登山道を誰が管理するのか、デザインエッグ
溝手康史（2024）山岳事故の法的責任（新版）、デザインエッグ
溝手康史（2025）登山道の法律Q&A、デザインエッグ

